

日本細菌学会名誉会員候補者と学会賞候補者の推薦依頼

上記に関し、会則および細則により日本細菌学会名誉会員と学会賞の選考を行います。つきましては、候補者を下記の要領にてご推薦下さい。

I. 日本細菌学会名誉会員

1. 提出書類

- イ. 5名以上の評議員の連名による推薦状
 - ロ. 履歴書ならびに業績目録（原著，総説，著書）
 - ハ. 主たる研究業績をまとめた抄録（1,500字以上2,000字以内）
- 提出書類の様式見本は事務局にございますのでご連絡下さい。

連絡先：gakkai23@kokuhoken.or.jp

2. 推薦締め切り日 **平成28年8月31日（水）**（消印有効）。推薦書類は返却しない。

- #### 3. 提 出 先 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル401
- （一財）口腔保健協会内
日本細菌学会
理事長 堀口安彦

提出方法:上記の書類を1つのファイルにまとめていただき、そちらを8部お送り下さい。

※「5名以上の評議員の連名による推薦状」については、原本もお送り下さい。

日本細菌学会細則 名誉会員選考細則

- 第34条 本学会は本学会の事業に多大な貢献をした会員を名誉会員として推薦する。名誉会員は次の2種類とする。
- 2 名誉会員（以下名誉会員） 本会に特に功労のあった会員で、原則として70歳以上、推薦を受けた時点で本会の役職についておらず、第35条の規定をみたすもの。
 - 3 特別名誉会員（以下特別名誉会員） 上記に該当しないもので、我が国の細菌学および関連領域の研究、また学会に顕著な貢献をしたもの。
- 第35条 名誉会員として推薦を受けるものは、原則として30年以上の会員歴を有し、その顕著な業績により細菌学およびその関連領域の研究の進歩に多大な貢献をしたもので、以下の各号のうちいずれかに該当するものとする。
- 2 本学会に理事長または年次学術総会長として貢献したもの。
 - 3 本学会に役員（理事，監事，評議員）または支部長として合計12年以上貢献したもの。但し、同一期間に評議員とその他の役員もしくは支部長を兼任した場合，その期間は重複して加算しないものとする。
- 第36条 名誉会員候補者の推薦は，評議員5名以上の連名推薦届によって成立する。特別名誉会員は理事会において推薦を受ける。
- 第37条 名誉会員候補者は名誉会員選考委員会において選考され，理事会において決定される。特別名誉会員は評議員会の議を経て決定される。
- 第38条 名誉会員選考委員および委員会の運営。
- 2 名誉会員選考委員会は評議員により，評議員中から選出された委員6名（ただし理事長，監事を除く）をもって構成される。委員長は委員の互選による。委員の任期は3年とし，毎年2名づつを新たに選出する。連続しての再任は行わない。
 - 3 選考委員の選出および委員会の運営については内規に定める。
- 第39条 本細則の改訂は，理事会において決議し，評議員会の承認を得るものとする。

II. 平成28年日本細菌学会賞

日本細菌学会賞には、細菌学および関連領域の研究において行われた優れた研究に対して、浅川賞、小林六造記念賞、黒屋奨学賞の3賞があります。各賞の趣旨は以下のとおりです。

浅川賞：創造的かつ主導的な研究を行い、本学会の発展に顕著な貢献をした研究者を顕彰する。

小林六造記念賞：本学会において積極的な活動を行うとともに、新しい着想や未開発の分野の研究を展開し、国際的にも高い評価を受けた独自性の高い研究成果を挙げ、研究のさらなる展開と学会の発展への貢献が期待される50才未満の研究者を奨励する。

黒屋奨学賞：国際的に高い評価を受けた研究成果を挙げ、将来的に独自性の高い研究の創成と本学会への貢献が大きいと期待される40才未満の研究者を奨学する。

この趣旨と学会賞選考細則に定める受賞資格者に適合する学会員を、積極的に推薦してください。

なお、学会賞選考細則第45条(5)において「別途定める」としている基準は以下のとおりです。

- (1) 小林六造記念賞候補者は応募時点で、日本細菌学会における活動期間が8年以上であること。
- (2) 黒屋奨学賞候補者は応募時点で、日本細菌学会における活動期間が3年以上であり、日本細菌学会総会または細菌学若手コロッセウムにおいて筆頭演者として3回以上発表していること。

推薦要項

1. 提出書類 (A4版で統一のこと)
以下に掲げる各賞の推薦書類を作成して下さい。
2. 推薦書類の送付先
〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル401
(一財) 口腔保健協会内 日本細菌学会理事長 堀口安彦
3. 推薦書類締め切り
平成28年7月29日(金) (消印有効)。推薦書類は返却しません。

浅川賞

- (1) 受賞候補者、業績題名、推薦者名(日本細菌学会評議員1名)を記した推薦書(400字程度)
- (2) 簡潔な説明をつけた主要論文15編以内(発表年が古いものから順番に番号をつけること)の目録
 - * 選考の主たる対象になります
 - * 図表は使用しないこと
- (3) 主要論文の別刷り
 - * 2)の論文番号を別刷りの初ページに記すこと
- (4) 受賞候補者が記載した業績の要旨(3000字程度)
 - * 当該業績の要旨には対応する主要論文番号を記入すること
 - * 図表は使用しないこと
- (5) 受賞候補者の履歴書
 - * 研究歴がわかるように記載すること
 - * 各種の受賞歴も記載すること
- (6) 全業績のリスト
 - * 発表年が古いものから順番に番号をつけること
 - * (2)と(3)に挙げた主要論文には標しを付けること

提出方法：上記の書類を(1)～(6)の順に1つのファイルにまとめたものを11部お送り下さい。

小林六造記念賞

- (1) 受賞候補者、業績題名、推薦者名（日本細菌学会評議員1名）を記した推薦書（400字程度）
- (2) 簡潔な説明をつけた主要論文10編以内（発表年が古いものから順番に番号をつけること）の目録
 - * 選考の主たる対象になります
 - * 図表は使用しないこと
- (3) 主要論文の別刷り
 - (2) の論文番号を別刷りの初ページに記すこと
- (4) 受賞候補者が記載した業績の要旨（2000字程度）
 - * 当該業績の要旨には対応する主要論文番号を記入すること
 - * 図表は使用しないこと
 - * 筆頭著者論文および責任著者論文以外の論文については、当該論文における候補者の貢献を具体的に記載すること
 - * supplementary dataがある場合には、電子媒体で送付すること
- (5) 受賞候補者の履歴書
 - * 研究歴がわかるように記載すること
 - * 各種の受賞歴も記載すること
- (6) 全業績のリスト
 - * 発表年が古いものから順番に番号をつけること
 - * (2) と (3) に挙げた主要論文には標しを付けること
- (7) 日本細菌学会に関連した活動歴
 - 1) 日本細菌学会入会年
 - 2) 日本細菌学会総会のシンポジウムおよびワークショップでの発表（候補者自身による発表のみ）およびその企画
 - 3) その他の活動

提出方法：上記の書類を(1)～(7)の順に1つのファイルにまとめたものを11部お送り下さい。

黒屋奨学賞

- (1) 受賞候補者、業績題名、推薦者名（日本細菌学会評議員1名）を記した推薦書（400字程度）
- (2) 簡潔な説明をつけた主要論文5編以内（発表年が古いものから順番に番号をつけること）の目録
 - * 選考の主たる対象になります
 - * 図表は使用しないこと
- (3) 主要論文の別刷り
 - (2) の論文番号を別刷りの初ページに記すこと
- (4) 受賞候補者が記載した業績の要旨（2000字程度）
 - * 当該業績の要旨には対応する主要論文番号を記入すること
 - * 図表は使用しないこと
 - * 筆頭著者論文および責任著者論文以外の論文については、当該論文における候補者の貢献を具体的に記載すること

(equally contributedの筆頭著者となっている場合も、当該論文における貢献を具体的に記載)

 - * supplementary dataがある場合には、電子媒体で送付すること
- (5) 受賞候補者の履歴書
 - * 研究歴がわかるように記載すること
 - * 各種の受賞歴も記載すること
- (6) 全業績のリスト
 - * 発表年が古いものから順番に番号をつけること
 - * (2) と (3) に挙げた主要論文には標しを付けること
- (7) 日本細菌学会に関連した活動歴
 - 1) 日本細菌学会入会年
 - 2) 日本細菌学会総会・細菌学若手コロッセウムでの発表歴（候補者自身による発表のみ）

提出方法：上記の書類を(1)～(7)の順に1つのファイルにまとめたものを11部お送り下さい。

日本細菌学会細則 学会賞選考細則

- 第40条 本学会は会員の業績を顕彰し、細菌学およびその関連領域の科学に対する研究を奨励するため学会賞をもうける。
- 第41条 学会賞は浅川賞、小林六造記念賞（略称：小林賞）および黒屋奨学賞（略称：黒屋賞）の3種類とする。
- 第42条 浅川賞は優秀なる研究業績を発表した本学会会員に対し、小林賞は優秀なる研究業績を発表した50歳未満の本学会会員に対し、また黒屋賞は細菌学およびその関連領域の科学に対する研究の発展に寄与しつつある40歳未満の新進気鋭の本学会会員に対し、本学会総会において授与するものとする。
- 第43条 浅川賞、小林賞、黒屋賞は賞状並びに副賞よりなる。浅川賞の副賞は北里研究所研究奨励基金より寄贈される記念メダルおよび賞金をもってこれに当てる。小林賞の副賞は北里研究所研究奨励基金より寄贈される記念メダルおよび日本細菌学会小林賞基金から支出される賞金をもってこれに当てる。黒屋賞の副賞は日本細菌学会黒屋奨学賞基金より支出される賞金をもってこれに当てる。
- 第44条 浅川賞受賞者は受賞後、総会において記念講演を行う。また浅川賞受賞者と小林賞受賞者は受賞業績内容を日本細菌学雑誌またはMicrobiology and Immunology誌に掲載する。黒屋賞受賞者は受賞業績内容を日本細菌学雑誌に掲載する。
- 第45条 学会賞は下記の要領により選考される。
- (1) 浅川賞および小林賞受賞業績の範囲は、原則として本学会において発表された業績とする。黒屋賞受賞業績の範囲は、細菌学を中心とした微生物学に関係する雑誌および本学会において発表されたもので受賞者により主導性をもって行われた業績とする。
 - (2) 受賞業績は、個人研究または共同研究のいずれでもよい。
 - (3) 受賞対象者は個人とし、浅川賞は1名、小林賞は2名（1件1名）以内、黒屋賞は4名（1件1名）以内とする。
 - (4) 小林賞受賞候補者は受賞の前年の4月1日現在で50歳に達していない者、かつ推薦締切日（7月30日）の前年同日において大学等の教授相当の職に就いていない者とする。黒屋賞受賞候補者は受賞の前年の4月1日現在で40歳に達していない者とする。
 - (5) 小林賞および黒屋賞の選考においては、本学会での活動状況も評価材料として考慮する。その基準については別途定める。
- 第46条 学会賞受賞候補者の推薦は、本学会評議員1名とする。
- 第47条 学会賞選考委員会は受賞者を選考し、その結果を理事会に口頭および文書で報告し、理事会において決定する。
- 第48条 学会賞選考委員および委員会の運営。
- (1) 学会賞選考委員は評議員により、評議員中から選出された委員9名（但し理事長および監事を除く）をもって構成される。委員長は委員の互選による。委員の任期は3年とし、毎年3名を新たに選出する。連続しての再任は行わない。
 - (2) 選考委員の選出および委員会の運営については内規に定める。
- 第49条 学会賞推薦の要項は別にこれを定める。
- 第50条 本細則の改訂は理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

※過去の受賞者一覧は学会ホームページ上からご覧いただけます。

<http://jsbac.org/about/prize.html>